

## IT豆知識

## 「Windows Vista Capable PC」 ってどんなPC?

2006年4月以降に発売されたPCの多くには、「Windows Vista Capable PC」というロゴが貼られています。この「Windows Vista Capable PC」とは、1月30日発売予定のWindows XPの後継OSである「Windows Vista」を動かすための条件を満たしているPCのことです。このロゴがついていれば、Windows Vistaへのアップグレードが可能ということになります。

マイクロソフトが示しているWindows Vistaを動作させるための条件はいくつかありますが、今回はメモリについてお話しします。

Windows Vistaを動作させるために必要なメモリは「512MB以上」となっています。ここで注意したいのは、このスペックはあくまでもWindows Vistaを動作させるために「最低限必要なスペック」だということです。

日本では、ビジネスユーザ向け2種類、ホームユーザ向け3種類のWindows Vistaの発売が予定されていますが、512MB以上という条件は、ホームユーザ向けの最下位版である「Windows Vista Home Basic」を動作させるのに必要なスペックと考えてよいでしょう。

つまり、それより上位のWindows Vistaを動かすためには、より多くのメモリが必要となり、実際には1GB以上が望ましいところです。

また、いまから1年以上前に発売されたPCの中には、メモリを256MB以下しか搭載していない機種が多くあるので、これらのPCをWindows Vistaにアップグレードするにはメモリの増設が必要になります。

いずれにしても、Windows Vistaを快適に使うためには、「Windows Vista Capable PC」の条件よりも高いスペックが必要になるのはまちがいありません。

宮城県商工会連合会

嘱託専門指導員 志水 麻木

## 税のひとつくち知識

## 減価償却のあらまし（その2）

### 2 減価償却の方法の選定と届出

この減価償却の主な方法には定額法と定率法などがあり、どの方法によるかは届出が必要です。例えば、新たに業務を始めた場合には、減価償却の方法を選定してその翌年の3月15日までに所轄の税務署長に届けなければなりません。この届出をしないと、法定の償却方法で計算することになります。法定の償却方法は一般的には定額法です。

また、減価償却の方法を変更しようとするときは、その変更しようとする年の3月15日までに所轄の税務署長に申請書を提出してその承認を受ける必要があります。

なお、平成10年4月1日以後の取得した建物の償却方法は、定額法のみとなります。取得には、購入や自己の建設によるもののほか、相続、遺贈又は贈与によるものも含まれますから、平成10年4月1日以後に相続などにより取得した建物の償却方法は定額法になります。

### 3 定額法による減価償却の計算方法

減価償却費の額＝取得価額×90%×償却率

(注)

1 取得価額は、資産の取得に要した金額で、購入価額や製造原価のほか、引取運賃、購入手数料なども含まれます。

2 嘴却率は、資産の法定耐用年数に応じて一定率が定められています。

3 年の中途中で取得した資産についての減価償却費は、その年において使用した月数に応じた分だけです。使用月数は暦に従って計算し、1ヶ月未満の端数があるときは切り上げます。

※ 主な減価償却資産の耐用年数は、税務署に用意されている「青色申告決算書の書き方」や「収支内訳書の書き方」などに載っています。

なお、詳しいことは、最寄の商工会にお尋ねください。

宮城県商工会連合会

嘱託専門指導員 星 武夫

商工会員・ご家族・従業員の福利厚生プランのための  
生命傷害共済（傷害総合保険+病気入院見舞金制度）・所得補償共済（所得補償保険）  
建設総合補償共済

## 商工会福祉共済制度

※お問い合わせはもよりの 商工会へ  
あるいは直接取扱い代理店 有限会社 みやぎふるさとサービスへ

TEL 022-216-2358